

# 今後の検討について

〔背景〕 公営企業・第三セクター等の抜本的改革は平成21年度～平成25年度の5年間で集中的に推進。

- 抜本的改革推進のために創設した第三セクター等改革推進債は平成25年度まで起債可能（地方財政法第33条の5の7第1項）
- 総務省は地方公共団体に対して平成25年度までの抜本的改革を要請
  - ・「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成21年7月8日付け総務省自治財政局長通知）
  - ・「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）

〔現状〕 抜本的改革は、全体としては相当程度進捗。

- ⇔
- 財政的に大きなリスクである、採算性を失っている等の公営企業・法人も存在。
  - 第三セクター等改革推進債の延長を要望する地方公共団体も存在。

## 平成25年度に第三セクター等のあり方等に係る研究会において検討

### 1. これまでの抜本的改革に係る取組の評価・分析と今後の必要性等を検討

- 第三セクター・地方公社・公営企業の抜本的改革の進捗状況の評価・分析。
- 抜本的改革に取り組んだ団体の検証・分析。
- 抜本的改革が進んでいない理由の分析。
- 抜本的改革を希望しながら取り組むことができなかった第三セクター等の評価。

↓ これらの検討結果を踏まえて

○国としての抜本的改革の推進（平成26年度以降の必要性）について判断。

### 2. 平成26年度以降の第三セクター等の経営のあり方について検討

- 第三セクター等が地方公共団体の財政にとってリスクとなることを防止する方策を検討（同じ過ちを繰り返さないことが必要。）。
- 第三セクター等が地域において必要な役割を担い続けることができる方策を検討。

↓ これらの検討結果を踏まえて

○平成26年度以降の第三セクター等の経営のあり方等に係る考え方を示す（現行指針は平成25年度まで。）。